

安八町情報公開条例の一部改正に関するパブリックコメントと町の考え方について

※安八町情報公開条例を「条例」、情報公開審査会を「審査会」と記載しています。

番号	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	<p>今回の条例改正は、国又は県の準則による全国的な改正なのか。 それとも安八町に何かあって改正せざるをえないものなのか</p>	<p>今回の条例改正は全国的な改正ではありません。 時代の変遷等により情報公開を取り巻く状況が変わってまいりました。 また、安八町の情報公開請求が、平成29年度以降急激に増加しており、令和元年度においては7月末で既に1,700件を超える請求があります。このような現状等を検討した上での今回の改正となります。</p>
2	<p>「必要とされる基準」について、その基準を示してもらいたい。 もし、まだ定めていないのであれば、いつ定めるのか</p>	<p>基準については、条例の改正案とともに公開されている「権利濫用請求の取扱基準」となります。</p>
3	<p>委嘱している学識経験を有する者5名の構成と、その者を選んだ理由を示してもらいたい。</p>	<p>委員の委嘱については現在4人の方をお願いしております。 選任については、学識経験を有し、それぞれの職務に精通し、その立場から情報公開に係る審査をしていただける方へお願いしております。</p>
4	<p>今まで審議会が開催されたことがあるならば、その事案を示してもらいたい。 ただし公表がされていれば、その内容を示してもらいたい。</p>	<p>審査会については平成31年3月と令和元年6月に実施されました 内容につきましては、情報公開請求に対する処分や不作為に係る審査請求に関して、審査庁からの諮問を受け審査会としての答申を出すものです。 情報公開の実施状況につきましては、町のホームページにて公表しております。</p>